

新築・改築・改装をして食品関係の営業を 始めようとお考えの方へ

◎「その土地で営業ができるのか？」「その建物で営業ができるのか？」などを、申請者の方ご自身で確認してください。店舗が完成しても、営業ができない場合があります。

①土地について

用途地域の指定により、食品関係の営業ができない地域もありますのでご注意ください。

用途地域の確認 (市街化区域、市街化調整区域)	都市政策課 096-328-2502
土地の開発が必要な区域の 開発許可 (市街化調整区域等)	開発指導課 096-328-2507
農地からの転用など	<ul style="list-style-type: none">・ 中央区・東区全域 熊本市農業委員会事務局 096-328-2781・ 西区と南区 (富合・城南除く) 西南分室 096-329-1179・ 南区富合及び城南 富合・城南分室 0964-28-3211・ 北区全域 北区分室 096-357-4162

②建物について

新築・改築・改装の場合、住居用の建物で食品関係の営業を行う場合等は、建築基準法への適合確認が必要となります。

詳細は裏面『建築基準法への適合のご確認をお願いします』をご覧ください。

**※上記以外にも消防法や下水道法などの関係諸法についても、
ご自身でご確認をお願いします。**

建築基準法への適合のご確認をお願いします

建築基準法（第一条）

この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する**最低の基準**を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

全ての建物に適用される基準

・ 建築物の安全性



・ 火災時の安全基準



・ 環境衛生の基準



国民の生命、健康及び財産の保護を図るために建築基準法は必ず守る必要があります。
その他、計画地によって良好な環境や安全を確保するために制限がかかる場合があります。

建築物の用途を変更する時（例：住宅→飲食店）



法律に適合
住宅



法律に適合
飲食店



法律に適合
住宅



法律に不適合
飲食店



違反建築物
になってしまいます！

違反建築物を建築してしまうと**建築主に罰則の規定**がかかる場合がございます。
また、**社会的信用の失墜にもなりかねません**ので、建築基準法に適合する建築物かどうか十分にご確認ください。

建築基準法に適合しているかの調査等は**建築士の方**にご依頼いただきますようお願いいたします。※依頼費等が発生する場合がございます。

建築相談については建築指導課窓口で随時受け付けておりますが、専門的な内容を多く含むため、建築士にご同行又はご依頼いただくことを推奨いたします。

熊本市建築指導課
096-328-2513